

議事要旨(2) リース会計専門委員会における検討状況

冒頭、小賀坂副委員長（専門委員長）より、IASB/FASB の改訂公開草案に対するコメント文案についてのリース会計専門委員会における検討状況の概略について説明があり、これに続き、神谷シニア・プロジェクト・マネージャーより、説明資料〔審議事項(2)〕に基づき、詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ある委員より、短期リースの判定に用いる期間をリース期間の定義と同様の取扱いにすべきであるという旨のコメント文案に同意するとの意見が述べられた。
- 同委員より、貸手のリースの分類に際して残存資産に係るリスク及び便益に着目する事務局の考え方に同意するとの意見が述べられた。
- 同委員より、借手が原則としてすべてのリースをオンバランスするとの提案内容に同意するというコメント文案については、財務諸表利用者にとっての便益及び作成者の実務負担等を比較衡量すると適切ではなく、重要性のないリースに関して簡便的な取扱いを設けるよう主張すべきとの意見が述べられた。これに対し事務局からは、短期リースの適用範囲を拡大するような意見もあるが、短期リースについて理論的に説明可能な拡大した範囲を開発することは困難な点が多いとの回答があった。
- ある委員より、コメントの方向性については概ね同意するとの意見が述べられた。同委員は、特に、貸手のリースの分類に関するコメント文案において、収益認識プロジェクトとの整合性という観点から原資産に係るリスク及び便益の移転が考慮されるべきと主張する点、及び、借手の構成部分の取扱いに関するコメント文案において、観察可能な価額が存在しない構成部分がある場合に主要な構成部分がリースとサービスのいずれなのかを考慮して全体としてリース又はサービスとして会計処理すべきと主張している点に同意するとの意見が述べられた。
- ある委員より、原則としてすべてのリースをオンバランスするという提案内容に同意するとしている事務局のコメント文案には反対であり、この提案内容により財務諸表利用者にとっての有用性がどの程度高まるかどうかは不明であるとともに、作成者にとっての負担が高まる懸念があるとの意見が述べられた。
- ある委員より、改訂公開草案は、リースを識別する時に特定資産の存在を要求しているが、特定資産である場合と、取替可能な資産である場合とで経済的実態はほとんど変わらないので、当該要求事項には納得性があるものではないとの意見があった。

- 同委員より、概念フレームワークの負債の定義に照らすと、解約不能なリース料が負債に相当すると考えられるため、解約不能期間をリース期間と定義すべきであり、延長オプションの対象期間をリース期間に含めるべきではないとの意見が述べられた。
- ある委員より、改訂公開草案では、リースの分類において消費の原則の適用方法が不動産と不動産以外の資産とで異なるが、不動産である建物と不動産以外の耐用年数が長期である資産とで消費の観点において明確な違いがあるとは考えられないため、その点をコメント文案にさらに追加してはどうかとの意見が述べられた。
- ある委員より、リースとサービスとをより明確に区別できるように、リースの定義を適切にしていけるべきであり、オフバランスの許容を増やすために短期リースの範囲を拡大するような考え方には反対であるとの意見が述べられた。
- ある委員より、リースの定義が不適切であるために契約の中でサービス部分が大きいにもかかわらず、当該サービス部分を含めてリースとしてオンバランスの会計処理がされるのが問題なのであり、借手のリースを原則としてすべてオンバランスすること自体に反論するのは難しいと考えられ、リースの定義及び契約の構成部分の区分の論点についてコメントをするべきとの意見が述べられた。
- ある委員より、改訂公開草案に対しては作成者からの反対が少なくないようにも思えるものの、改訂公開草案に対して同意する作成者もいるというコメント文案も考えられるとの意見が述べられた。
- 同委員より、貸手のリースの分類方法について可能性のある代替案として、残存資産の価格のボラティリティに着目するという事務局の提案に概ね同意するが、当該代替案を実務で運用するためには、ボラティリティの内容についての明確化が必要であるとの意見が述べられた。これに対し事務局からは、貸手のリースの分類方法について可能性のある代替案は、議論のための基礎として記載している面もあり、実務的な適用においては更なる明確化が困難な点もあるかもしれないとの回答があった。

最後に、小賀坂副委員長より、今後、頂いた意見を事務局で検討した上でコメント文案を更新していく旨の説明がなされた。

以 上